

情報報告に関する規則

(平成22年4月1日制定)

(平成24年7月2日一部改正)

(目的)

第1条 この規則は、資金決済に関する法律第92条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本資金決済業協会（以下「本協会」という。）の会員が、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報等を取得した場合における当該情報等の本協会への報告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で「情報等」とは、認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成22年内閣府令第6号。）第5条各号の規定に掲げるものをいう。

(情報等の報告)

第3条 会員は、前条に規定する情報等を取得したときは、文書又は電子メールにより本協会に報告するものとする。

(情報等の提供)

第4条 本協会は、その保有する第2条に規定する情報等について、会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き当該情報等を提供しなければならない。

(情報等の利用)

第5条 本協会の役員及び職員は、その保有する第2条に規定する情報等を定款第4条に規定する事業の用に供する目的以外に利用してはならない。

附 則

この規則は、定款変更の認可の効力発生の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人への移行の登記の日（平成24年7月2日）から施行する。